## 1 最近の競争者に対する取引妨害事件

1 最近の競争者に対する取引妨害事件	
件 名 (公表年月日)	内 容
令和4年(認)第6号及び第7号 株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューに対する件 (令和4年6月30日)	公正取引委員会は、株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューの2社(以下「2社」という。)に対し、2社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、2社からそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 〇 2社は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務(以下「本件業務」という。)の発注を検討している市町村及び特別区(以下「市町村等」という。)にて、それぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム(以下「CMS」という。)について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。
令和4年(認)第2号及び第3号 アメアスポーツジャパン株式 会社及びウイルソン・スポー ティング・グッズ・カンパニ ーに対する件 (令和4年3月25日)	公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン株式会社(以下「アメアジャパン」という。) 及びウイルソン・スポーティング・アグッズ・カンパニー(以下「ウイルソン」という。) に対し、にに関して、確約手続通知を行ったところ。 アジャパン及びウイルソンからそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適適合するといり、当該計画を認定した。

株式会社電通に対する件 (令和2年12月17日 注意)	株式会社電通は、東京都に所在する令和2年度補正持続化給付金事務事業の事務局において、委託先事業者のうち、当該事業の申請サポート会場運営業務の取りまとめを担当する2社に対し、特定の事業者(以下「特定事業者」という。)が令和2年度家賃支援給付金事務事業を受注した場合、委託先事業者が特定事業者から令和2年度家賃支援給付金事務事業の申請サポート会場運営業務を受託すれば、今後株式会社電通は当該委託先事業者と取引をしない旨を発言するとともに、当該発言の内容を他の委託先事業者に伝達するように指示しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。
令和2年(認)第1号 日本メジフィジックス株式会 社に対する件 (令和2年3月12日)	公正取引委員会は、日本メジフィジックス株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。アニスイルムRIファーマ株式会社(以下「FRI」という。)が、販売業への新規参入に当たり、FDGの卸売を行う公益で、全国価格ではなく、配達地域別に当まりのの制度を表して、全国価格ではなく、配達地域の価格ではよる下の名をして、全国価格ではなら、で同社が製造するFDGを販売を停止する意思がある旨を伝えた。イニと地域別価格ところ、日本メジフィス株式会社は、平成29年5月頃以降、FRIがFDGの自動投与装置の製造販売を停止する意思がある旨を伝えた。イニがFDGの自動投与装置の製造販売を停止するをした場合には、自社が製造するFDGの販売を停止する意思がある旨を伝えた。イニー・「特定自動投与装置の関係、下の導入があり得た南関東地区及び近畿地区所在の取引先を療機関に対し、特定自動投与装置において、自社が製造販売する根拠なく特定自動投与装置ではもかかわらず、明によりの導入があり得た南関東地区及び近畿地区所できる可能性があったにもかかわらず、明確なく特定自動投与装置では大にもかかわらず、明確なく特定自動投与装置では大にもかかわらず、明確なく特定自動投与装置では大にもかかわらず、明確なく特定自動投与装置では大にもかかわらず、明確なく特定自動投与装置では大にもかかわらず、日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、FRIが製造販売するFDGを購入している南関東地区の方針を定りては内周知し、以後、当該方針に沿って依頼を拒否していた。
平成30年(措)第12号 株式会社フジタに対する件 (平成30年6月14日)	株式会社フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した 5件の土木一式工事に係る取引において、自己と競争関係にある 入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産 省との取引を不当に妨害していた。
平成27年(措)第4号 岡山県北生コンクリート協同 組合に対する件 (平成27年2月27日)	取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。
平成23年(措)第4号 株式会社ディー・エヌ・エー に対する件 (平成23年6月9日)	特定ソーシャルゲーム提供事業者に対し、GREE(グリー株式会社の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスをいう。)を通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた。

## 2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)(抄)

## 〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

- 〇 不公正な取引方法(昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号)(抄)
  - (競争者に対する取引妨害)
- 14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。